

愛知県営東高森台住宅 P F I 方式整備事業
(第 2 次)

要求水準書

令和 8 年 9 月

愛 知 県

- 目 次 -

1	総則	1
(1)	本事業の目的	1
(2)	県営東高森台住宅の現状	1
(3)	留意事項	2
2	基本的事項	3
(1)	業務範囲	3
(2)	事業用地に関する条件等	4
(3)	適用法令等	4
(4)	適用基準等	4
(5)	要求水準書の変更	6
3	事業全体に関する条件	7
(1)	事業用地	7
(2)	施設計画	7
4	県営住宅整備に関する条件	10
(1)	対象施設	10
(2)	施設規模	10
(3)	事業計画策定業務	13
(4)	事前調査業務	13
(5)	既存住棟等の解体撤去に関する業務	14
(6)	建替住棟等の整備に関する業務	15
(7)	その他の業務	17
(8)	業務の実施状況についてのモニタリング	19
(9)	契約不適合責任	20

別紙1：主な関係法令等

別紙2：県営住宅設計基準

別紙資料01：県営住宅団地におけるガス供給について

別紙資料02：建設計画概要

別紙資料03：県営住宅安全なまちづくり設計方針

別紙資料04：公営住宅等整備基準での住宅性能表示制度の要求性能

別紙資料05：公営住宅等の床面積の算定方法等について

別紙資料06：PR看板設置要綱（建築局発注工事）

別紙資料07：PR看板設置要領（建築局発注工事）

別紙資料08：内装プレハブ工事特記仕様書

別紙資料09：内装工事計画書

別紙資料10：県営住宅介護者専用駐車場整備要領

別紙資料11：子育て支援に配慮した県営住宅施設整備指針

別紙資料12：取壊し工事における杭の撤去について（方針）

別紙資料 13：取壊し工事における石綿粉じん濃度測定実施要領

別紙資料 14：エレベーター設備設計指針

別紙 3：地質・土質調査業務共通仕様書（参考）

別紙 4：化学物質室内濃度調査要領

別紙 5：建築工事監理業務委託共通仕様書（参考）

別紙 6：B I Mデータの作成について

添付資料 01：事業用地付近見取図

添付資料 02：事業用地現況図

添付資料 03：入居者移転計画（基本手順）

添付資料 04：東高森台住宅一団地認定区域図

添付資料 05：事業用地インフラ関係現況図（参考）

添付資料 06：土地の利用履歴等調査概要

添付資料 07：東高森台住宅（第 1 次）全体配置図（参考）

添付資料 08：東高森台住宅（第 1 次）配置図（参考）

1 総則

本要求水準書は、愛知県（以下「県」という。）が実施する愛知県営東高森台住宅PFI方式整備事業（第2次）（以下「本事業」という。）の県営住宅整備業務について、要求する性能の水準を示すものである。

なお、本要求水準書で使用する用語の定義は、入札説明書において同一の名称で使用する用語の定義と同じものである。

（１）本事業の目的

県では、住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念に則り、社会経済情勢の変化に的確に対応した良質な住宅の供給や地域の環境との調和に配慮した良好な住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する者への居住の安定の確保等を目指した施策を実施しており、現在、更新期を迎えつつある県営住宅においても、こうした理念を踏まえた計画的な建替を進めているところである。

整備にあたっては、老朽化した既存住棟等を、民間のノウハウを活用して、シンプルで機能的かつ耐用年限70年を前提とした、低廉で良質な住棟へ建替を行うことで、安心して活気ある住環境を効率的かつ円滑に整備することを目指している。

このため、本事業においては、特定事業者が事業用地内において低廉で良質な建替住棟等を整備することにより、県営住宅ストックを安心して活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新し、地域のまちづくりに貢献することを目的とする。

（２）県営東高森台住宅の現状

県営東高森台住宅は、春日井市の高蔵寺ニュータウンの北東部に位置し、東西に広がる敷地である。団地周辺は丘陵地で、南側、東側に低層の戸建て住宅が広がり、眺望も開けている。西側には高森山が位置する。

県営東高森台住宅は、JR中央線・愛知環状鉄道の高蔵寺駅から直線で約3.3km、定光寺駅から直線で約3.0kmの距離にある。最寄りのバス停は、名鉄バス「石尾台北」となっている。敷地東側にひかり第一幼稚園、北東側に東高森台小学校、北側に高森台中学校及び高森山公園、南側に石尾公園が隣接して立地する。

県営東高森台住宅は、昭和48年度から49年度にかけて建設された鉄筋コンクリート造5階建ての住棟9棟（410戸）、昭和63年度に建設された鉄筋コンクリート造5階建ての住棟2棟（60戸）により構成される大規模な団地である。

令和5年12月から愛知県営東高森台住宅PFI方式整備事業（第一次）が実施されており、現在、住宅敷地北西において100戸の建替えが行われている。

本事業においては、事業用地となる住宅敷地中央に位置する306号棟（50戸）、307号棟（50戸）の建替えを行うものとする。なお、令和8年7月現在の306号棟、307号棟における世帯数等は、表1～3のとおり、建物等の状況は、表4のとおりである。

表 1 世帯人数別

世帯人数	単身	2 人	3 人以上	合計
世帯数	25	19	9	53
世帯別割合 (%)	47	36	17	100

表 2 世帯構成別

世帯構成	子育て世帯	高齢者世帯	3 世代同居	その他世帯	合計
世帯数	2	35	0	16	53
世帯別割合 (%)	4	66	0	30	100

※子育て世帯…16歳未満の子が居住している世帯（3 世代同居を除く）

高齢者世帯…65歳以上の高齢者が居住している世帯（3 世代同居を除く）

3 世代同居…16歳未満の子、その親及び65歳以上の高齢者が居住している世帯

表 3 年齢別

年齢	16 歳未満	65 歳以上	その他	合計
人数	2	39	53	94
割合 (%)	2	42	56	100

表 4 現在の建物状況

管理者	愛知県
管理戸数	100 戸
住宅棟数	2 棟
敷地所有	愛知県
所在地	愛知県春日井市高森台七丁目地内
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上 5 階建
汚水	公共下水道
雑排水	公共下水道
給水	公共上水道
電気	中部電力
ガス	東邦ガス
学区	東高森台小学校・高森台中学校

（3）留意事項

本事業は、入居者のいる既存住棟の近接地において実施することとなるため、入居者の居住環境をはじめ、安全及び利用勝手などに十分配慮した計画とすること。

2 基本的事項

(1) 業務範囲

特定事業者が実施する業務範囲は下記のとおりとする。

ア 県営住宅整備業務

特定事業者は、事業用地及びその周辺において以下の業務を行う。

(ア) 事業計画策定業務

特定事業者は入札手続きにおいて提出した事業提案書に基づき、建替住棟等の整備に関する事業計画の策定を行う。

(イ) 事前調査業務

- ・ 測量調査
- ・ 地質調査
- ・ 周辺家屋調査
- ・ 電波障害調査
- ・ P C B 含有調査
- ・ アスベスト含有材など使用状況調査
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 既存住棟等の解体撤去に関する業務

- ・ 既存住棟等の解体撤去に関する設計
- ・ 既存住棟等の解体撤去工事
- ・ 既存住棟等の解体撤去に関する工事監理
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(エ) 建替住棟等の整備に関する業務

- ・ 建替住棟等の基本設計及び実施設計
- ・ 建替住棟等の建設工事
- ・ 建替住棟等の建設に関する工事監理
- ・ 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の取得
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険への加入または保証金の供託
- ・ 化学物質の室内濃度測定
- ・ B I Mデータの作成等
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(オ) その他の業務

- ・ 本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続
- ・ 地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査及び対策等の近隣対策及び対応
- ・ 竣工確認、所有権の移転及び引渡し
- ・ 契約不適合検査の実施
- ・ 社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援
- ・ 会計実地検査への協力
- ・ 事後評価への協力
- ・ 維持管理における B I Mの活用に係るヒアリング等への協力
- ・ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 事業用地に関する条件等

ア 立地条件

位置	愛知県春日井市高森台七丁目地内 （「添付資料 01：事業用地付近見取図」及び「添付資料 02：事業用地現況図」参照）
事業用地面積	約 6,550 m ²
用途地域等	第一種中高層住居専用地域 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条区域
容積率／建蔽率	200％／60％
日影規制	8 時～16 時 測定面高さ 4.0m 5 m ライン 4.0 時間 10m ライン 2.5 時間
その他	宅地造成等工事規制区域、砂防指定地 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条に係る認定区域（「添付資料 04：東高森台住宅一団地認定区域図」参照）

イ 現況図等

- ・添付資料01：事業用地付近見取図
- ・添付資料02：事業用地現況図
- ・添付資料03：入居者移転計画（基本手順）
- ・添付資料04：東高森台住宅一団地認定区域図
- ・添付資料05：事業用地インフラ関係現況図（参考）
- ・添付資料06：土地の利用履歴等調査概要
- ・添付資料07：東高森台住宅（第 1 次）全体配置図（参考）
- ・添付資料08：東高森台住宅（第 1 次）配置図（参考）

(3) 適用法令等

特定事業者は、本事業を実施するにあたり、P F I 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守することとする。

主な関係法令等は「別紙 1：主な関係法令等」を参照すること。

(4) 適用基準等

ア 設計・施工

建替住棟等の設計・施工を行うにあたっては、愛知県県営住宅条例（昭和28年条例第13号）第 3 条の 2 から第 3 条の10の整備基準及び以下の方針等を遵守すること。

- ・別紙 2：県営住宅設計基準
- ・別紙資料03：県営住宅安全なまちづくり設計方針
- ・別紙資料11：子育て支援に配慮した県営住宅施設整備指針

その他、以下の基準等の最新版を参考とすること。ただし、「別紙 2：県営住宅設計基準」に「公共住宅建設工事共通仕様書適用」と記載のあるものは、「公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会編集）」の該当部分を適用すること。

- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所監修）

イ 積算

建替住棟等の工事費内訳明細書を作成するにあたっては、以下の基準等の最新版を参考とすること。

- ・公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会編集）
- ・公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会編集）
- ・公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会編集）
- ・公共住宅屋外設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会編集）

ウ その他

以下の基準等の最新版を参考とすること。なお、各基準等の間で疑義が生じた場合は、県と協議の上、適否について決定することとする。

- ・長寿社会対応住宅設計マニュアル集合住宅編（建設省住宅局住宅整備課監修）
- ・共同住宅の防犯設計ガイドブック防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説（財団法人ベターリビング、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター企画編集）
- ・公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説
- ・建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（国土交通省通達平成15年7月3日）
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月 国土交通省）
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 環境省）
- ・建築設計業務委託共通仕様書・同様式（県建設局）
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書（県建設局）
- ・建築工事事務の手引・同様式（県建設局）
- ・建築工事品質管理要領（資材編）（県建設局）
- ・建築工事品質管理要領（施工編）・同様式（県建設局）

- ・ 施工計画書作成の手引（建築工事編）（県建設局）
- ・ 公共住宅建設工事特記仕様書
- ・ 公共建築工事特記仕様書

（５）要求水準書の変更

県は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。以下に、要求水準書の変更に係る手続きを示すとともに、これに伴う特定事業者の対応を規定する。

ア 要求水準書の変更の手続き

県は、事業期間中に次の（ア）から（ウ）までのいずれかの事由により要求水準書の変更を行う。変更の手続きについては、特定事業契約書で定める。

- （ア）法令の変更等により業務内容を変更する必要があるとき。
- （イ）災害、事故等により特別な業務を行う必要があるとき。
- （ウ）その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

イ 要求水準の変更に伴う契約変更

県と特定事業者は、要求水準書の変更に伴い、特定事業者が行うべき業務内容が変更されたときは、必要に応じ、県営住宅整備の対価等について、特定事業契約書の変更を行うものとする。詳細については、特定事業契約書で定める。

3 事業全体に関する条件

(1) 事業用地

特定事業者は、事業用地において、建替住棟等の整備を行う。

県は、事業用地については、工事着工の日から建替住棟等の所有権移転及び引渡し日までの間、PFI法第71条第2項の規定により、特定事業者が無償で使用することを許可する予定である。

事業用地の使用期間中は、特定事業者は敷地の安全管理に努めることとし、本事業以外の目的で使用してはならない。

特定事業者は、事業の実施にあたり、関係法令に従い関係機関と協議の上、事業用地周辺の公衆の利用に支障がないようにするとともに、利用者の安全管理に努めること。

ア 建替手順

本事業では、建替の工程計画は特手事業者の提案とするが、「添付資料03：入居者移転計画（基本手順）」に示す基本的な手順に従って工程計画を提案すること。

イ 許認可等における基本的な考え方

特定事業者は提案に応じて、必要な許認可等の手続きを行うとともに、申請等に必要となる費用を負担すること。

ウ 水道・下水道・電気・電話・ガス等整備

県営住宅整備に必要な水道配水管、下水道管、ガスパイプ、電柱、電線等の敷設、撤去、移設、増径等は適切に検討し、県、春日井市、ガス事業者、電気事業者、通信事業者及び関係機関等と協議のうえ決定し、適正に事務手続きを行い、原則、新設により整備すること。

なお、水道施設分担金及び下水道受益者負担金の納付は不要とする。

また、工事期間中における既存住棟等の給水、排水、電気、電話、ガス等の供給を確保するとともに、本事業に伴う上記インフラ施設の整備、盛替え等に要する費用は、特定事業者の負担とする。

さらに、本事業の実施に伴い、事業区域外も含めた既存住棟等への供給に支障が生じないよう、適切に整備すること。

参考として、事業用地におけるインフラ関係の現況を「添付資料05：事業用地インフラ関係現況図（参考）」に示す。

エ 歩道の確保

事業用地のうち、北側の市道7280号線境界付近の一部は道路認定区域となっており、歩道としての利用が行われている。

原則として、当該道路認定部分は既存の状態を維持するものとするが、既設のごみ置き場及び植栽帯等の一部については春日井市と協議の上、撤去及び適切な位置への新設を行い、基準に基づいた復旧を行うこと。

また、既存駐車場等への乗入口の整備に当たっては、愛知県尾張建設事務所作成の、「自動車乗入口設置工事申請書作成の手引き」により、適切な位置及び構造により整備すること。

(2) 施設計画

施設計画の策定にあたっては、過去における共同住宅建設での経験等を反映するとともに、次に

掲げる点を十分に踏まえた計画とすること。

- ・ 県営住宅として入居者が健康で文化的な生活を営むに足る、機能的な計画とすること。
- ・ 耐用年限 70 年を前提とした、管理が容易で維持費の低減に配慮した計画とすること。
- ・ 附帯施設等について、入居者が行う清掃等日常管理の負担軽減を考慮した計画とすること。
- ・ 高齢者、障がい者、外国人など、誰もが安全に、安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた生活しやすい環境づくりに配慮すること。

また、次のアからケに示す事項に留意すること。

ア 周辺環境

- ・ 日影・風害・電波障害等について周辺環境に配慮すること。
- ・ 周辺住民のプライバシー確保に配慮すること。
- ・ 事業用地南側の住宅等に対する圧迫感の軽減に配慮すること。
- ・ 建物の配置は、できるだけ敷地境界より後退させるなど周囲の環境に配慮すること。

イ 緑化等

- ・ 緑化等により周辺の環境に配慮すること。

ウ 意匠・景観

- ・ 建替住棟等のデザインや色彩等については、先行する第 1 次事業による建替住棟、事業用地北側の高森台公園、事業用地南側の住宅等の街並み景観との調和に配慮するとともに、暖かみのある意匠・景観とすること。
- ・ 事業用地内は、埋設配管を原則とするとともに、電柱等の設置について、電力会社等関係機関と十分な協議を行い、景観上配慮すること。
- ・ 電気室、受水槽・ポンプ室等を設置する場合は、敷地周辺の道路からの景観に配慮し、道路側から見えにくい配置とするなど対策を講じること。ただし、やむを得ず道路に近接して配置する場合は、親しみのある外装材やデザインの採用、植栽を施す等の対策を講じること。

エ 安全・防犯

- ・ 歩車分離を行うなど、歩行者の安全に配慮すること。
- ・ 車両等の出入り口については、関係法令を遵守するとともに、周辺道路の形態、交通量を考慮して、安全に留意した配置とすること。
- ・ 防犯灯や街灯等を適切に配置して、防犯上配慮した計画とすること。
- ・ 配置計画等に際しては、見通しの確保に配慮すること。
- ・ 消防車両の進入路については、関係法令等を遵守すること。
- ・ 玄関底の上や屋上等への人の侵入防止対策を施すこと。
- ・ 竪樋等を伝っての住戸への侵入防止対策を施すこと。
- ・ 廊下及び階段には手摺を設置すること。
- ・ 廊下等には転落防止のための柵を設置すること。
- ・ 転落の足掛かりとなる位置にベンチ等を設置しないこと。
- ・ 共同アンテナ等高所設置工作物などの落下による危害を防止する対策を施すこと。
- ・ 廊下等共用部照明器具の損壊による危害を防止する対策を施すこと。

- ・標示板等の損壊による危害を防止する対策を施すこと。
- ・外構計画においては、屋外階段やスロープでの転倒・転落防止や安全対策等を施すこと。

オ 良好なコミュニティ

- ・良好なコミュニケーションが図られるように、適度な開放性を持たせた施設計画及び住戸配置に努めること。
- ・住棟内に入居者間の交流が促進できるような共有スペースの整備に努めること。
- ・外部空間等の共用スペースは、日常的な交流の場としての活用に努めること。
- ・緑地や広場等を適切に配置し、近隣を含めた良好な住環境を確保するよう努めること。

カ ユニバーサルデザイン

- ・高齢者、障がい者、外国人など、誰もが安全に、安心して生活できるよう、住戸内、住棟内のバリアフリーに加え、敷地内通路、駐車場などの整備にあたっても、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた生活しやすい環境づくりに配慮すること。

キ 維持管理への配慮

- ・ライフサイクルコスト（LCC）の観点から、将来にわたる維持管理コストの縮減、更新性やメンテナンス性の向上に配慮すること。特に、住棟は耐用年限70年を前提とした配慮をすること。
- ・使用する建築資材や設備機器等の選定にあたっては、計画修繕や空家修繕、設備更新時のコスト縮減に配慮するとともに、耐候性や耐久性に配慮すること。また、改修の仕様は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）に記載のある工法とすること。
- ・エレベーターや集合郵便受への風雨吹込防止に配慮すること。

ク 環境共生への配慮

- ・環境負荷の軽減や循環型社会の実践など、地球環境に配慮すること。
- ・雨水利用、雨水浸透、リサイクル材やエコマテリアル、省エネ機器の使用、ごみの減量化、緑化率の向上、ライフサイクルCO2縮減、カーボンニュートラルなど、環境共生に配慮すること。
- ・発電能力3kW程度の太陽光発電設備を設置すること。発電した電力は、通常時は、太陽光発電設備の管理上必要な設備のみに供給し、発電中に非常用電源として使用できるコンセントを設置すること。
- ・住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずること。具体的には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準を満たすこと。
- ・建設残土の発生を抑制するなど、建設発生土の搬出や処分の抑制による周辺環境への影響について配慮すること。

ケ 配置

- ・入居者の通勤・通学・買い物など、日常生活における動線を考慮した計画とすること。

4 県営住宅整備に関する条件

(1) 対象施設

対象となる施設は、建替住棟及び附帯施設等からなり、将来的な維持管理等を考慮するとともに、安全・安心で良好な居住環境を備えた県営住宅として整備すること。

整備に当たっては、耐候性や耐久性に配慮しつつ、あらゆる入居者にとって管理及び生活がしやすいものとするとともに、修繕費用等について入居者の過度な負担とならないように配慮すること。

附帯施設等の整備に当たっては、事業開始後に県及び自治会等とよく協議すること。

(2) 施設規模

ア 建替住棟

(ア) 住戸数及び住戸構成

- ・戸数は80戸とすること。
- ・住戸タイプごとの住戸専用面積及び住戸数は次表によること。また、住戸タイプごとのプランは、次に示す許容面積を満足すること。

住戸タイプ		2DK	3DK
住戸数		70戸	10戸
許容 面積	ダイニングキッチン	15.0㎡以上	16.0㎡以上
	居室	合計17.9㎡以上 居室(1):9.7㎡以上 居室(2):7.3㎡以上	合計26.7㎡以上 居室(1):9.7㎡以上 居室(2):7.3㎡以上 居室(3):7.3㎡以上
	収納	合計3.3㎡以上 居室(1)収納:0.9㎡以上 居室(2)収納:0.9㎡以上 その他収納:0.3㎡以上	合計4.1㎡以上 居室(1)収納:0.9㎡以上 居室(2)収納:0.9㎡以上 居室(3)収納:0.9㎡以上 その他収納:0.3㎡以上
	玄関	1.8㎡以上	1.8㎡以上
	便所	介助スペースを内法で長辺1.3m以上確保すること。	
	浴室	—	
	洗面・脱衣室	—	
	ホール	—	

- ・上記、許容面積の算定においては、壁心によることとする。ただし、特定寝室（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）における特定寝室をいう。）については、内法で9㎡以上確保すること。
- ・共用廊下に面した空調室外機置場の上部を屋内住戸空間として使用する場合、居室の面積には、当該部分の面積は含まない。
- ・住戸タイプ毎に住戸専用面積を算定すること。住戸専用面積には、バルコニー部分及び廊下に面するパイプスペース、メーターボックスの面積は含まない。
- ・1種類の住戸タイプにプランは2つまでとする。なお、左右反転は同一プランとみなす。ただし、異なるプランの住戸専用面積は、小数点以下2位を切り捨てた数値が同じとするこ

と。

(イ) 規模・配置計画等

- ・建替住棟は、1棟整備し、10階建て以下とすること。
- ・建替住棟の配置計画にあたっては、第1次事業における建替住棟及び事業用地南側の住宅等の影響を考慮し、適切な隣棟間隔を確保した上で、できるだけ西側に配置する計画とすること。
- ・住棟の主要な構造部は、住棟の耐用年限70年を念頭に、コンクリート系構造とすること。ただし、構造上重要でない壁に限り、コンクリート系構造以外の構造も認めるが、耐用年限までの期間の維持管理に配慮したものとする。
- ・入居者の通勤・通学・買い物など日常生活における動線に配慮した、住棟や附属施設の配置、敷地内通路等の計画を行うこと。
- ・プライバシー及び良好な居住環境の確保など、事業用地南側の住宅等に配慮すること。
- ・愛知県産材を積極的に使用すること。なお、木材については、原則、愛知県産材を使用することとし、施工部位により県産木材の調達が難しいなどやむを得ず使用できない場合は、県と協議すること。
- ・既存擁壁等の存置する工作物については、建替住棟等の整備開始前に、目視等による損傷等の調査を行い、結果を県に報告すると共に、有害な沈下、はらみ出し、ひび割れ等が認められる場合は、県と協議の上、補修を行うこと。また、建替住棟の完了後における状態を調査し、結果を県に報告すると共に、工事による損傷等が認められた場合は、特定事業者の責任及び費用負担において必要な措置を講ずること。

(ウ) 居住環境

- ・住棟にはバルコニーを設け、住戸内と共に防災性、防犯性の向上や日照、通風、プライバシーの確保等に配慮すること。
- ・居室の日当たりには十分に配慮した配置計画とすること。
- ・入居者にとって使いやすく、便利な間取りや建具、設備とすること。
- ・住戸間の壁及び床の遮音性能には特に配慮し、せっこうボード直張り工法等は採用しないこと。

イ 附属施設等

(ア) 敷地内通路

- ・人と車両の動線について明確に分離するとともに、歩行者からの見通しに配慮する等、安全性を確保した敷地内通路を設けること。
- ・住棟の出入口付近、エレベーターホールや歩行者用通路沿いに入居者等の交流や憩いの空間を確保すること。
- ・団地全体における安全性や回遊性を高める動線に配慮した計画とすること。

(イ) 移動等円滑化経路

- ・本事業区域内で完結する移動等円滑化経路について検討すること。
- ・整備にあたっては、隣接の先行する第1次事業における移動等円滑化経路にも配慮した計画とすること。

(ウ) 駐車場

- ・平面駐車場とし、入居者用として80台のスペース（1台あたり2.5m×5.0m）を確保すること。
- ・入居者用とは別に、介護者専用駐車場として1台のスペース（1台あたり3.5m×5.0m）を確

保すること。

- ・介護者専用駐車場は、利用者に配慮した位置とし、建替住棟の整備と同時に利用できるよう計画すること。
- ・住棟に近接する場合は、植栽等でライト、排気ガス対策を行うなど、入居者の良好な生活環境に配慮すること。
- ・タイヤが接する可能性のあるブロックの隅切りを行うなど、タイヤ破損防止対策を行うこと。
- ・車路部等に無断駐車を発生させない配置計画とすること。

(エ) 自転車置場

- ・屋根付きとし、1戸あたり1.5台のスペース（1台あたり0.5m×2.0m）を確保すること。
- ・外灯又は照明器具を設け、夜間も必要な照度を確保し、自転車の盗難防止等に配慮すること。
- ・原則として、建替住棟と別棟で整備すること。
- ・側板を設けるなど強風等による自転車の転倒防止に配慮すること。

(オ) 植栽植樹

- ・緑化面積は、春日井市緑化の推進に関する条例（昭和48年春日井市条例第4号）の規定に基づく面積以上を確保すること。
- ・植栽植樹にあたっては、低高木をおりませ四季を通じて花などを楽しめるよう考慮すること。
- ・植栽植樹の種類及び量の選定にあたっては、自治会等と協議し、維持管理のしやすさ及び安全性に配慮すること。
- ・公共住宅建設工事共通仕様書23.3.4（新植樹木の枯補償）及び23.3.6（移植樹木の枯損処置）を遵守すること。

(カ) 共用倉庫

- ・原則、住棟の階段下部を利用して設置することとし、階段下部を利用できないやむを得ない理由がある場合の設置場所は県及び自治会等との協議による。

(キ) ごみ置場

- ・春日井市と調整し、建替住棟と分離させた適切な場所に整備すること。
- ・ごみ収集車両の寄り付き、清掃、メンテナンス、小動物による汚損等に十分に配慮すること。
- ・住棟からの距離や動線、排気口の向きなど、利用者の利便性や周辺環境等に十分配慮するとともに、清掃等用に給排水設備を用意すること。
- ・既設ごみ置場の廃止及び新設ごみ置場の使用開始について春日井市と調整すること。なお、既存住棟の解体撤去工事着手までの期間、既存住棟の入居者の利便性に配慮すること。

(ク) 案内看板等

- ・事業用地内に団地案内板を設置するとともに、事業用地外の既存の案内看板を本事業完了時の状況に合わせて修正すること。

(ケ) 消防水利・消防活動空地等

- ・消防水利（防火水槽及び消火栓）、消防活動空地は、「春日井市開発行為等に関する指導要綱」等に基づき整備すること。詳細については、春日井市及び管轄の消防署と協議し、適切に整備すること。
- ・「添付資料08：東高森台住宅（第1次）配置図（参考）」を参照し、事業用地内において、第1次事業用地内東側における消防活動空地に対する消防車両の進入ルートを確保すること。

- ・工事期間中においても、第１次事業における消防活動に支障が無いよう、関係機関と協議の上、対応すること。

(コ) 電気室、受水槽・ポンプ室、その他

- ・電気室、受水槽・ポンプ室等は、必要に応じて、建替住棟と別棟とし、適切な場所に整備すること。
- ・車両の寄り付きや、メンテナンス等に十分に配慮すること。
- ・給水方式は、受水槽方式とし、加圧給水ポンプユニットにて、必要箇所に加圧供給すること。なお、受水槽には緊急時の給水口を設置すること。
- ・建替住棟等への電力、電話及びガスの各引込ルートは、原則、既存の引込ルート以外で確保することとし、供給事業者と事前に十分協議の上、県に提案すること。
- ・原則として事業用地内（道路認定区域部分を除く）における囲障等を更新すること。
- ・既存擁壁等存置するものについては、高圧水洗等を行うなどにより美観に配慮すること。
- ・水道メーターの各戸検針は遠隔式とし、市の基準によること。

(３) 事業計画策定業務

入札手続きにおいて提出した事業提案書に基づき、本事業において整備する施設に関する事業計画を策定する。

(４) 事前調査業務

ア 測量調査

事前に県が実施している測量調査に関する情報は、「配布資料：確定図」に示すとおりである。

イ 地質調査

本事業に必要となる地質調査は、「別紙３：地質・土質調査業務共通仕様書（参考）」を参考に、必要な時期に適切に実施すること。

ウ 周辺家屋調査

工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある範囲については、事前に調査を行い、毀損等があった場合は、事後調査の上必要な時期に適切に対策を実施すること。

エ 電波障害調査

テレビ電波障害調査は、机上検討及び事前調査を必要な時期に適切に実施し、障害対策が必要な場合は、特定事業者の責において、速やかに行うこと。また、事後調査の結果、障害対策が必要となった場合も同様とする。なお、障害対策設備の維持管理に関する負担金は、県営住宅整備費用に含むものとする。なお、共同受信施設の設置による対策は不可とする。

オ PCB含有調査

PCBを含有するシーリング材及び電気設備の有無について事前調査を行い、その結果を県に報告すること。PCBを含有する機器材料等は、適切な容器に収めた上で、必要事項を記載した資料とともに県に引渡すこと。

カ アスベスト含有材などの使用状況調査

住戸内台所壁の不燃壁パネル、配管継手部ガasket、ベランダ隔て板及び手摺目隠し板、階段室最上階下がり壁、最上階天井断熱材、採取が困難またはアスベスト含有がほぼ確実であると判断できることから「アスベスト含有みなし」とする。

外壁及び天井の吹付材等について本県で調査を行った結果は、「配布資料：アスベスト調査結果」に示すとおりである。

その他の部位に使用されている材料を含め、既存住棟等について、設計図書や現地の確認、必要な分析を実施し、アスベスト含有材の使用部位の把握を行うこと。

キ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

特定事業者は、上記ア～カまでの事前調査業務の他、事業実施に必要な業務（県、関係機関等からの求めによるものを含む）を、自らの責めにおいて、必要な時期に適切に実施する。

（５）既存住棟等の解体撤去に関する業務

ア 解体撤去対象施設等

特定事業者は、次表に示す事業用地内の既存住棟等を解体撤去する。ただし、県と協議して建替住棟等の整備の障害とならないものについては、この限りではない。

事業用地において、建替住棟等の整備の障害にならない既存杭の残置を認める。残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、県に図面を引き渡すこと。

既存住棟等について、事前調査を適宜実施し、解体撤去工事の計画・設計に反映させること。

既存住棟等						
住棟番号	建設年度	構造	階数	戸数	住戸タイプ	延べ面積（㎡）
306 棟	昭和 49 年度	RC 造	5 階建	50 戸	3K	2,915.6 ㎡
307 棟	昭和 49 年度	RC 造	5 階建	50 戸	3K	2,915.6 ㎡
附帯施設	電気室、自転車置場、ごみ置場等					

イ 既存住棟等の解体撤去に関する設計

特定事業者は、解体撤去工事にあたり、解体設計を行うとともに、適切な工法選定と施工計画の作成を行い、県のモニタリングを受けるものとする。なお、解体設計時に予測することができない状況があった場合の計画変更については、県と協議の上、進めるものとする。

ウ 既存住棟等の解体撤去工事

解体撤去工事の施工は、騒音、振動、塵埃等の対策を適切に行うなど周辺地域へ十分配慮するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置の上、工事を進めること。

既存住棟等にアスベスト含有部材の使用が認められる場合、「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」及び「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 環境省）」に基づき適切に処理を行うこと。

設備の撤去に関しては、使用中の既存建築物に支障がないか確認し、必要に応じて仮設や移設等の処置を講ずること。

その他、(6)イの事項について十分配慮すること。

エ 既存住棟等の解体撤去に関する工事監理

既存住棟等の解体撤去に関する工事監理に当たる企業は、工事監理者（建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を設置し、その者の氏名、有する資格など必要な事項について、県の確認を受けること。なお、既存住棟等の解体撤去工事に当たる企業が工事監理に当たる企業と同一である場合は、品質の確保が可能であることが明確な工事監理体制を構築し、県の確認を受けること。

工事監理者は、令和6年1月9日付け国土交通省告示第8号別添一に掲げる標準業務を履行するとともに、既存住棟等の解体撤去工事が設計図書及び本要求水準書等に基づき、適切に行われていることを確認すること。また、特定事業契約書、設計図書等の内容について熟知し、かつ解体撤去工事現場及び現場周辺の状況に精通し、解体撤去工事が円滑かつ適正に実施されるように監督することとし、工事監理に当たっては、「別紙5：建築工事監理業務委託共通仕様書（参考）」を参考とする。

なお、解体撤去工事に当たる企業への指示は書面で行うとともに、県のモニタリング時の求めに応じ、当該書面を提出すること。

オ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

特定事業者は、上記イ～エまでの既存住棟等の解体撤去業務の他、事業実施に必要な業務（県、関係機関等からの求めによるものを含む）を、自らの責めにおいて、必要な時期に適切に実施する。

(ア) アスベスト含有材等の処理

住戸内台所壁の不燃壁パネル、配管継手部ガスケット、ベランダ隔て板及び手摺目隠し板、階段室最上階下がり壁、最上階天井断熱材については、アスベストを含有しているものとして除去処分することとし、これらの撤去に係る費用については、特定事業者が負担する。

4（4）カの後段の調査結果により、既知となっていないアスベストが存在することが判明した場合は、その除去処分方法について、県に提案し確認を得るものとする。県が確認した当該アスベストの除去処分に起因して発生した追加費用のうち、県は合理的な範囲の費用を負担するものとする。この際、特定事業者は当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

(6) 建替住棟等の整備に関する業務

ア 建替住棟等の基本設計及び実施設計

(ア) 設計業務

基本設計・実施設計の範囲は、建替住棟等の整備に関する全ての工事を対象とする。

特定事業者は、特定事業契約後速やかに事業提案書に基づき基本設計を行い、県によるモニタリングを受けなければならない。

特定事業者は、県のモニタリングによる確認後の基本設計に基づいて実施設計を行い、県によるモニタリングを受け、設計成果物を納品しなければならない。

県は、基本設計及び実施設計の内容に対し、工期及び対価の支払額の変更を伴わず、かつ特

定事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。

(イ) 許認可申請業務

特定事業者は、建替住棟等の整備に必要な関係機関等との協議及び申請等の手続きを行うこと。

(ウ) B I Mデータの作成

「別紙6：B I Mデータの作成について」に基づき、B I Mデータを作成すること。

イ 建替住棟等の建設工事

(ア) 一般事項

- ・関係法令等を遵守し、安全や環境に配慮した施工計画とすること。
- ・工事期間中は週休2日の確保に努め、建替手順を踏まえた無理のない施工計画とすること。
- ・入居者等の安全性、利便性に配慮すること。
- ・事業実施にあたっては施工に限らず、地域経済等への貢献に努めること。
- ・工事にあたっては、公的機関等（警察・消防・道路・水道・電気・ガス・電話・学校等）及び地元関係団体等（自治会・町内会等）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。
- ・適切な品質管理に努め、特に現場で行う工程の品質確保の向上を図ること。
- ・発生する建設廃棄物は法令に基づき適正に処理するとともに、資源リサイクルの促進に努め、環境負荷低減の工夫をすること。
- ・災害の発生防止や周辺地域へ災害が及ばない対策を施すこと。
- ・万一の事故発生時に適切な処置が行える体制を構築すること。
- ・周辺の公共施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議の上、特定事業者の負担により復旧すること。

(イ) 周辺への配慮

- ・近隣への騒音、振動、塵埃等の影響を最小限にとどめるよう対策を講じること。やむを得ず補償等が生じた場合は、特定事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。
- ・工事にあたっては、地域住民と十分に協議し、必要な対応を行うこと。
- ・工事時間については、周辺住民の生活に配慮し、原則として、午前8時から午後5時までの時間帯とすること。また、日曜日、祝日の作業は原則禁止とする。
- ・工事期間においては、夜間の周辺地域の安全性に配慮して防犯灯を適切に設置すること。
- ・特定事業契約締結後、本事業用地は、特定事業者で管理を適切に行うこと。

(ウ) 工事車両及び歩行者等の通行の確保

- ・事業用地周辺の施設状況を調査し、工事関係車両の通行における安全対策や、騒音、振動、塵埃等の抑制に配慮するとともに、自治会や学校等と協議、調整を行うこと。
- ・工事車両の進入路については、隣接する既存住棟の住民の動線と重複することが想定されるため、適切な安全対策等を講じること。
- ・県営住宅内の歩行者及び車両の安全な通行を確保すること。
- ・工事に伴い通行できなくなる敷地内外の通路は、居住環境と利便性に配慮し、必要に応じて付替えや迂回路の設置等を行うこと。
- ・仮囲い（カラー鋼板等）の角地部分は見通せる構造とするなど、安全に配慮した形状とすること。
- ・通行止めを行う場合のほか、工事車両進入路において歩行者と工事車両が交差する箇所や、

工事車両の誘導が必要な箇所には交通誘導員を配置するなど、適切な安全対策を講じること。

ウ 建替住棟等の建設に関する工事監理

工事監理に当たる企業は、工事監理者を設置し、その者の氏名、有する資格など必要な事項について、県の確認を受けること。なお、建設工事に当たる企業が工事監理業務に当たる企業と同一である場合は、品質の確保が可能であることが明確な工事監理体制を構築し、県の確認を受けること。

工事監理者は、令和6年1月9日付け国土交通省告示第8号別添一に掲げる標準業務を履行するとともに、建替住棟等の建設工事が設計図書及び本要求水準書等に基づき、適切に行われていることを確認すること。また、特定事業契約書、設計図書等の内容について熟知し、かつ建設工事現場及び現場周辺の状況に精通し、建設工事が円滑かつ適正に施工されるように監督することとし、工事監理に当たっては、「別紙5：建築工事監理業務委託共通仕様書（参考）」を参考とする。

なお、建設工事に当たる企業への指示は書面で行うとともに、県のモニタリング時の求めに応じ、当該書面を提出すること。

また、基礎、柱、大梁の配筋の施工写真を構造の単位ごとに、施工後に不可視となる部分の施工写真を住戸タイプごとに撮影し、県に提出すること。

エ 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の取得

特定事業者は、品確法に基づき、指定住宅性能評価機関より設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の交付を受けること。この際の要求性能は、「別紙2：県営住宅設計基準」における「別紙資料04：公営住宅等整備基準での住宅性能表示制度の要求性能」に表示する等級以上とする。

オ 住宅瑕疵担保責任保険への加入または保険金の供託

特定事業者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）」に基づいて、住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金を供託する。

保険加入を選択する場合は、利用する保険法人について、県へ報告する。

なお、利用する保険法人において設計及び建設の基準を定めている場合は、その基準を遵守するとともに、保険加入に伴い必要となる調査や工事期間中の検査等を十分に把握したうえで、工程計画及び管理を行う。

カ 化学物質の室内濃度測定

本事業に必要な化学物質の室内濃度調査は、特定事業者が必要な時期に適切に実施すること。また調査にあたっては、「別紙4：化学物質室内濃度調査要領」を遵守すること。

キ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

特定事業者は、上記ア～カまでの業務の他、事業実施に必要な業務（県、関係機関等からの求めによるものを含む）を、自らの責めにおいて、必要な時期に適切に実施する。

（7）その他の業務

ア 本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続

特定事業者は、建築確認申請のほか、本事業の実施にあたり、設計及び施工の各段階において必要となる関係機関等との協議及び関係機関等への申請等の手続きを遅延なく行うこと。

また、特定事業者はこれら各種申請等に必要な費用を負担すること。

イ 地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査及び対策等の近隣対策及び対応

特定事業者は、既存住棟等の解体撤去工事及び建替住棟等の建設工事に先立ち、関係法令を鑑み、周辺住民に対し工期や工程等を十分に説明すること。

工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等、近隣に対する悪影響等が生じないよう十分配慮すること。やむを得ず補償等が生じた場合は、特定事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。

工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、周辺家屋調査の結果に基づき、必要な時期に適切にその対策を講じること。

工事に伴って電波障害対策が必要となった場合は、電波障害事前調査及び事後調査の結果に基づき、必要な時期に適切にその対策を講じること。

隣接施設や道路等の公共施設等に損傷を与えないよう留意すること。万一工事中に汚損、破損した場合、特定事業者の責任及び費用負担において補修、補償等を行い、公共施設の場合は管理者の承認を得ること。

ウ 竣工確認、所有権の移転及び引渡し

(ア) 建替住棟等の竣工検査

特定事業者は、自らの責任及び費用において、建替住棟等の竣工検査（設備・器具等の試運転検査を含む。以下同じ。）を実施する。なお、エレベーターについては、引渡し後3か月間は特定事業者が無償で保守点検を行うこととする。

検査の実施にあたっては、事前に県に通知し、県は、特定事業者による竣工検査に立会うことができるものとする。

特定事業者は、竣工検査の結果を、必要に応じて、建築基準法第7条第5項による検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて県に報告するとともに、(イ)の竣工確認を受けることとする。

(イ) 竣工確認、所有権の移転及び引渡し

県は、特定事業者による建替住棟等の竣工検査の終了後、以下の方法により竣工確認を行う。確認の結果、特定事業契約書の内容に適合していると判断された場合、特定事業者は、県に対し建替住棟等の所有権の移転及び引渡しを行うこととする。なお、鍵の引渡しをもって建替住棟等の引渡しとする。

- ・ 竣工確認は、特定事業者の立会いの上で実施する。
- ・ 特定事業者が用意した施工写真等施工記録、許認可及び各種申請書等の図書の確認を行うとともに、建替住棟等の現地確認を実施する。
- ・ 特定事業者は、設備・器具等の取扱に関する県への説明を実施する。
- ・ 特定事業者は、竣工確認に際し、必要な竣工図書一式を提出する。必要とする竣工図書は、事前に県が指示するものとする。
- ・ 入居者が未決定の住戸に和室がある場合、県と協議の上、特定事業者は窓へカーテンを設置するなど室内に対する日焼け対策を行うこととする。

エ 社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援

特定事業者は、県が実施する社会資本整備総合交付金申請に必要な関係書類（施設ごとの工事費等の積算内訳書、交付金申請用資料（各種図面、面積表等）や色分け図面等）の作成に関し、交付対象額及び交付額の算定根拠に係る各種資料等の作成などを行うこととする。

オ 会計実地検査への協力

本事業は国の会計実地検査の対象となることから、特定事業者は、事業期間中及び事業完了後に県が受検することになった場合、資料作成や会計検査院への説明補助、現地調査への立会等により、県に協力することとする。

カ 事後評価への協力

特定事業者は、県が実施する本事業の事後評価に係る情報提供の協力要請に協力することとする。

キ 維持管理におけるB I Mの活用に係るヒアリング等への協力

特定事業者は、事業期間中及び事業完了後に、維持管理におけるB I Mの活用のため県が行うヒアリング等へ協力することとする。

ク その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

特定事業者は、上記ア～キまでの業務の他、事業実施に必要となる業務（県、関係機関等からの求めによるものを含む）を、自らの責めにおいて、必要な時期に適切に実施する。

（ア）家賃算定資料の作成

特定事業者は、県が家賃算定の根拠とするための、各住戸の住戸面積の構成や、工事費内訳等の資料を県と協議の上作成し、引渡しの前までに提出すること。

（イ）公有財産台帳登録資料の作成

特定事業者は、建替住棟等を県に引渡す際に、県がそれらを公有財産台帳へ登録するための工事費内訳等の資料を県と協議の上作成すること。

（ウ）引継用資料の作成

特定事業者は、建替住棟等を県に引渡す際に、県がそれらを管理するために必要となる資料を県と協議の上作成し、引渡しまでに提出すること。

（８）業務の実施状況についてのモニタリング

県は、特定事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、以下のとおりとする。なお、モニタリング図書等の報告の受領、確認を実施することによって県が設計及び建設工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

ア 設計時

- ・設計着手前に、設計に関する工程表を県に提出し、確認を受けること。
- ・基本設計について、特定事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受けること。
- ・実施設計について、特定事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受けること。
- ・設計の進捗状況について、特定事業者は県の求めに応じて随時報告を行うこと。

イ 工事施工時

- ・工事着手前に、工程表及び施工計画書を県に提出し、確認を受けること。
- ・工事の進捗及び施工状況等について、県に報告し、県の求めに応じて説明を行うこと。また、県は、事前の通知なしに工事に立ち会うことができるものとする。
- ・施工に関する検査又は試験の実施について、事前に県へ通知すること。県はこれらに立ち会うことができるものとする。
- ・施工期間中、県の求めに応じ、中間確認を受けること。
- ・工事完了時に、特定事業者が竣工検査を行った結果を必要書類を添えて県に報告し、竣工確認を受けること。

ウ その他

- ・事業期間中に、B I Mの取組状況の確認のため県が行うヒアリングに協力すること。

（９）契約不適合責任

特定事業者は、締結した特定事業契約書に従って責任を履行する。

県は、締結した特定事業契約書で定める契約不適合責任期間において、特定事業者に対し、契約不適合検査を行うことができるものとする。本検査にかかる費用は特定事業者の負担とし、本検査で契約不適合と認められる部分については、特定事業者の責任において修補又は代替物の引渡しを行う。

なお、詳細については、特定事業契約書（案）に示す。